

『さわかみファンド』定期定額購入サービス取扱規程

(下線部\_\_\_\_は変更を示します。)

(2024年9月)

新	旧
<p>(振替等の依頼)</p> <p>第3条 振替等に当たっては、振替預金口座を開設する金融機関への請求および当該金融機関からの代金回収について、みずほファクター株式会社（以下「代金回収受託会社」といいます。）に依頼するものとします。</p>	<p>(振替等の依頼)</p> <p>第3条 振替等に当たっては、振替預金口座を開設する金融機関への請求および当該金融機関からの代金回収について、みずほファクター株式会社（<u>旧・第一勧銀ファクタリング株式会社</u>。以下「代金回収受託会社」といいます。）に依頼するものとします。</p>
<p>(申込方法)</p> <p>第4条 本サービスの利用を開始するにあたっては、あらかじめ、当社所定の申込書<u>または取引申込入力画面</u>（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入・<u>入力</u>し、当社が別に定めるお客様の場合は押印（総合取引約款にかかる届け出のものに限ります。）のうえ、当社に提出してください。</p> <p>2～5（略）</p> <p><u>6 定期引出サービスとの同時利用はできません。定期定額購入サービスの利用をご希望の場合は、ご利用中の定期引出サービスを中止のうえ、お申込みください。</u></p>	<p>(申込方法)</p> <p>第4条 本サービスの利用を開始するにあたっては、あらかじめ、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入し、当社が別に定めるお客様の場合は押印（総合取引約款にかかる届け出のものに限ります。）のうえ、当社に提出してください。</p> <p>2～5（略）</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>(買付)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 振替等が行われた買付代金にかかる注文の取消は、注文日の午後 <u>5</u> 時までに、当社所定の方法により行ってください。この場合、振替等が行われた代金は、当社所定の日、総合取引約款第6条および第7条第2項に従って指定預金口座に振り込みます。</p> <p>なお、振替等が行われた買付代金にかかる注文の取消を行った場合は、原則として第11条第1項に定める手続きが行われたものとみなして取扱います。</p>	<p>(買付)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 振替等が行われた買付代金にかかる注文の取消は、注文日の午後 <u>3</u> 時までに、当社所定の方法により行ってください。この場合、振替等が行われた代金は、当社所定の日、総合取引約款第6条および第7条第2項に従って指定預金口座に振り込みます。</p> <p>なお、振替等が行われた買付代金にかかる注文の取消を行った場合は、原則として第11条第1項に定める手続きが行われたものとみなして取扱います。</p>
<p>(本サービスの解約)</p> <p>第11条 次の各号いずれかに該当する場合、本サービスは解約されます。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5) お客様が日本国内の居住者でなくなる場合もしくは非居住者となった場合</u></p> <p>(6) ~ (7) (略)</p> <p>(8) <u>やむを得ない事由により</u>、当社がお客様に解約を申し出た場合</p>	<p>(本サービスの解約)</p> <p>第11条 次の各号いずれかに該当する場合、本サービスは解約されます。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5) 特定口座を通じて本サービスによる買付が行われている場合で、当該特定口座が廃止された場合</u></p> <p>(6) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 当社がお客様に解約を申し出た場合</p>

以上